

障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領

第1 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各事業所等から市及び関係市町村への報告の取扱いを定め、事業所等自らが事故等の発生要因や再発防止策の検証を行うとともに、類似する事故等の再発防止及び入所者等に対するサービスの質の向上や事業所等の運営の適正化に資することを目的とする。

第2 対象事業所等

- (1) 障害者総合支援法関係
 - ア 指定障害福祉サービス事業所
 - イ 指定障害者支援施設
 - ウ 指定一般相談支援事業所
 - エ 指定特定相談支援事業所
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 福祉ホーム
- (2) 児童福祉法関係
 - ア 指定障害児通所支援事業所
 - イ 指定障害児相談支援事業所

第3 報告すべき事故等の範囲

- (1) サービス提供時の利用者等のケガ等又は死亡
 - ア サービス提供時とは、事業所内にいる時間以外に、入所者等の送迎、通院付添い等の間も含む。
 - イ ケガ等とは、サービスの提供時に発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤薬等により、入院又は医療機関での治療を要するものをいう。
 - ウ 死亡は、サービスの提供時に発生した事故等によるものとするが、病気等により死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から責任を問われているとき（問われる恐れがあるときを含む。）も含む。
 - エ 事業者側の過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものも含め、ア～ウに該当する事故等が発生した場合は報告する。
- (2) 入所者等の行方不明（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等（個人情報への漏えいや利用者預り金の横領など、利用者の処遇に影響があるもの。）
- (4) 食中毒及び感染症の発生（インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団感染）
- (5) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生
- (6) その他長野市長又は事業所等の長が必要と認めたもの

第4 報告先

事故等が発生した場合の報告先は以下のとおりとする。

- (1) 上記3の報告事項(1)及び(2)
長野市障害福祉課及び事故等にあった入所者等の支給決定を行った市町村
- (2) 上記3の報告事項(3)から(6)
長野市障害福祉課

第5 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するほか、警察署や保健所などへ法令に基づいた通報等を行うとともに、上記第4の報告先へ下記のとおり事故等の報告を行うものとする。

(1) 事故等発生後の報告

ア 事故発生後、事業者は、速やかに電話、ファクス又は電子メール（以下「電話等」という。）により報告する。

イ 報告の期限を一律に設けることは困難であるが、ケガ等の処置や事故等の収束・拡大防止等に最大限の努力を払いつつ、できる限り速やかに報告する。

ウ 電話で報告する場合には、別紙様式1「事故等報告書（第一報）」の内容を伝える。

エ ファクス又は電子メールで報告する場合には、個人情報に関する部分（利用者等の氏名、生年月日、住所）を伏せて送信し、着信確認後に個人情報部分を口頭で伝えるなど、個人情報の保護に配慮する。

オ 電話等により報告した後、別紙様式1「事故等報告書（第一報）」を作成し、郵送により報告すること。なお、既に事業所等において必要項目が網羅された様式を作成している場合又は利用者等の支給決定を行った市町村が定める様式がある場合は、これを使用して差し支えない。

(2) 事故等の対応報告

ア 事故発生後、入所者等の家族への説明や関係機関等への報告など、一定の対応が終了した時点（事故等発生から概ね30日程度を目安）で、事故等の発生原因や再発防止策などを検討し報告する。

イ 報告に当たっては、別紙様式2「事故等報告書（第二報）」によるものとし、死亡事故にあつては、死亡診断書の写しを添付する。

ウ 入院が1月以上に及ぶ場合や、入所者等又は家族とトラブルになるなど、事故等の処理が集結していない場合は、その経過を含め報告する。

(3) 事故等終結後の報告

ア 事故等の処理が終結した時点で別紙様式3「事故等報告書（確定報）」により報告する。

イ 上記(2)の第二報の時点に対処が終了している事案については、報告の必要はない。

第6 報告を受けた市の対応

(1) 指導・助言等

ア 事業所等から報告を受けた場合、事故等の状況を把握するとともに、当該事業所等に対し、支給決定等の実施主体としての立場から必要に応じて助言・指導を行う。

イ 事業所等からの報告に虐待の疑いがある内容であった場合は、必要に応じて事実確認等を実施する。

ウ 事故等の原因分析、再発防止策が不十分であるなど、報告書の内容に問題がある場合は、必要に応じて指導を行う。

エ 報告書の内容から、事業所等の運営や指定基準上の疑義がある場合は、福祉政策課福祉監査室と情報を共有し、必要に応じて事業所等に対する実地指導等を行う。

(2) 情報共有・注意喚起

事故等の内容やその発生原因等を取りまとめ、個人情報に配慮した上で、通知や集団指導等の方法により、事業所等に対する情報共有、注意喚起を行う。

【事故等発生時の対応について定めた条例等】

1 障害福祉サービス事業所

- (1) 「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 24 年条例第 47 号）第 40 条及び準用規程含む
- (2) 「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 49 号）第 32 条及び準用規程含む

2 障害者支援施設

「長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 52 号）第 44 条

3 地域活動支援センター

「長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 50 号）第 22 条

4 福祉ホーム

「長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 51 号）第 18 条

5 障害児通所支援事業所

「長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」（令和元年条例第 2 号）第 53 条

6 相談支援事業所

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 36 条
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 28 条
- (3) 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 28 条

7 感染症等発生時に係る報告

- (1) 平成 17 年 2 月 22 日付け老発第 0222001 号厚生労働省老健局長他 4 局長合同通知「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

- 4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について（その2）」

別紙 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

(1) 情報共有・報告等の実施

○ 利用者等において、新型コロナウイルス感染症者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における感染防止に向けた対応について

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

(1) 情報共有・報告等の実施

○ 利用者等において、新型コロナウイルス感染症者が発生した場合、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

【事故等発生時の長野市報告先】

名称 長野市保健福祉部障害福祉課 指定給付担当

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話 026-224-8382

ファクス 026-224-5093

附 則

この要領は、平成30年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。